平成２２年（フ）第５５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2343番地18
債務者　今松　春雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５６号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2343番地18
債務者　今松二美枝
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６８号
千葉県鴨川市浜荻1256番地
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３５号
神奈川県厚木市元町６番６―906号
債務者　小原　聖子（旧姓広田）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７号
神奈川県秦野市今泉2099番地の23　ビレッジ綾部101号
債務者　松井　　昭
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０号
神奈川県厚木市下川入426番地11　ＮＰＯニューライフ厚木寮
債務者　坪田　和人
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３４号
静岡県沼津市大岡1445番地の１
債務者　江藤　久美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
静岡県沼津市岡宮804番地の４　コーポ大泉Ａ205
債務者　杉山　　緑
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
静岡県伊豆市上白岩1050番地の７
債務者　橋詰　良明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
静岡県沼津市下香貫林ノ下2056番地の２
債務者　山口　雅弘
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
静岡県沼津市下香貫林ノ下2056番地の２
債務者　山口　好美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９７号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木３丁目73番地サンディアス201号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２６号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北屋敷209番地
債務者　山本くみ子（旧姓柵木）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２９号
名古屋市緑区浦里５丁目333番地　コーポ桔梗102号
債務者　酒井　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８７号
名古屋市西区丸野１丁目51番地　大幸荘
債務者　山田　**隆**弘
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
三重県松阪市塚本町94番地15　ピュアライフ塚本401
債務者　山田真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３３号
和歌山県御坊市御坊254番地
債務者　津村　芳材
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第３４号
和歌山県御坊市御坊254番地
債務者　津村　修子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
和歌山地方裁判所御坊支部